

1. テーマ

- ①高齢化する家政婦（夫）が健康、安全に、いきいきと働くための課題と方策
- ②介護保険サービスとの併用ケースと業務提携

2. 趣旨

「高齢化する家政婦（夫）が健康、安全に、いきいきと働くための課題と方策」及び「介護保険サービスとの併用ケースと業務提携」の2つをテーマに、高齢化し判断能力や運動機能が低下する家政婦（夫）の健康・安全対策、就労支援のあり方、在宅介護における家政婦（夫）の活用の工夫などについて、紹介所長、紹介責任者、従事者を対象にセミナーを実施します。

本セミナーは、正会員をはじめ、不特定多数の方々が広く参加されることを期待するとともに、そのための働きかけを行います。

3. 研修カリキュラム

内 容	時間配分
開催挨拶等	5分
講義1「高齢化する家政婦（夫）が健康、安全に、いきいきと働くための課題と方策」	60分
質疑応答	10分
講義2「介護保険サービスとの併用ケースと業務提携」	30分
質疑応答	10分
アンケート記入・閉会挨拶等	5分
合 計 時 間	120分 (2時間)

本年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、集合研修形式のセミナーは中止となりました。「教材」は、講義にてお伝えできない部分を「働く人の高齢化についての対応（参考）」として添えて、各紹介所宛に送付いたしました。

令和2年度「紹介業運営セミナー」

介護保険サービスとの併用ケースと業務提携

介護保険サービスとの「併用」と 職業紹介事業者間の「業務提携」について

家政婦紹介と介護保険の併用を行うためには、家政婦紹介所と訪問介護事業所を運営する必要があります。

家政婦紹介所のみを行う者（以下 A）は、併用のメリットを得ることができません。

求人者も併用のメリット（料金＋モニタリングの充実）を得ることができません。

この場合、A が、訪問介護事業所を営む紹介所（以下 B）と業務提携を行うことで上記の問題をクリアすることができます。（A は、AB 間で取り決めた情報提供料（紹介手数料）をもらうことができます。）

A の求職者は、B と雇用契約を結ぶことで業務提携を行えます。

事 務 連 絡
平成17年9月14日

各都道府県介護保険担当課御中

厚生労働省老健局老人保健課

いわゆる「住み込み」により同一介護者が「訪問介護」と「家政婦」サービスを行う場合の介護報酬上の取り扱いについて

標記については、同一介護者が、訪問介護を1日に数時間行い、24時間のうちの残りの時間を「家政婦」として家事や介護のサービスを行う場合は、サービス内容が明確に区分できないことから、訪問介護費を算定できない旨、平成15年5月30日当課より発出した事務連絡「介護報酬に係るQ&A」において示しているところである。

ところが、①重度の要介護者で、かつ独居の場合等において、「住み込み」形態により、在宅生活を支えている実態があり、②上記の事務連絡にかかわらず、各自治体における対応が様々であり、ケアプラン上明確に区分することができるとして介護報酬の算定を行っている自治体も散見されるというのが現状である。

これらの背景には、本来、ケアマネジメントが適正に実施され、それに基づき訪問介護が適切に提供されていないところ、必ずしも、それが担保されておらず、実態が区々であったということが挙げられる。

そこで、適正なケアマネジメント及びそれに基づく適切な訪問介護が確保されていれば、いわゆる「住み込み」により同一介護者が訪問介護を1日に数時間行い、24時間のうちの残りの時間を「家政婦」として家事や介護のサービスを行う場合であっても、「訪問介護」に係る部分についての介護報酬を算定できることとする。

具体的には、

- ① 要介護度が4若しくは5の者又は認知症により徘徊、異食、不潔行為、火の不始末などが見られるなど、常時見守り等が必要である者であること
- ② 独居又は独居に準ずる状態（「準ずる状態」とは、同居者が要介護者である場合等介護ができない状態を言う。）にある者であること

のいずれも満たす利用者に対して、下記の1～3の全ての条件を満たした場合にのみ算定を認めるものである。

記

- 1 居宅サービス計画（ケアプラン）、訪問介護計画の作成に当たっては、
 - ① 「訪問介護」としてのサービスと「家政婦」としてのサービスとの違いを明確化した上で、その双方について、ケアプラン上に明確に位置づけられていること。
 - ② 「訪問介護」のみが提供されるのではなく、利用者の必要性に応じて訪問看護等他の介護保険給付対象サービスが提供されるよう、主治医等の意見等を踏まえたケアプランが作成されていること。
 - ③ 「身体介護」、「生活援助」及び「家政婦」サービスを明確に区分した上で、「身体介護」及び「生活援助」についてそれぞれどれくらい必要かを把握し、訪問介護計画に反映させること。

※ なお、訪問介護計画及びケアプランを作成する際には、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号）に基づき作成されること。

- 2 「訪問介護」のサービス提供の透明性を確保するため、以下のとおりの体制がとられていること。
 - ① 介護者が所属する訪問介護事業者に併設していない居宅介護支援事業者によりケアマネジメントが行われ、モニタリングにより「身体介護」、「生活援助」又は「家政婦」サービスが明確に区分されていることの確認が行われること。

ただし、併設している場合であっても、自治体においてはケアプラン上明確に区分することができるとして介護報酬の算定を行っている実態も既にあることから、利用者の利便性、主体的な判断に基づく事業者の選定といった観点も踏まえ、ケアマネジャー、主治医、自治体等による話し合い、第三者評価又は情報開示等により透明性を確保できる場合はこの限りではない。
 - ② サービス提供者は「家政婦」としてのサービスを含めて提供したサービス内容をきちんと記録すること。

- 3 「訪問介護」のサービスの質を確保する観点から、以下の体制がとられていること。
 - ① 訪問介護の提供に当たっては、チームアプローチによることが重要であることから、住み込みによりサービス提供を行う者に対しても、サービス提供責任者により、訪問介護計画に沿ったサービス提供がなされているかが把握されるとともに、助言、指導等必要な管理が行われていること。
 - ② 住み込みによりサービス提供を行う者であっても、当然に介護技術の進歩等に対応した適切なサービス提供がなされるよう、定期的な研修受講の機会が与えられるなど、常に研鑽が行われていること。

同一介護者による「住み込み」サービス提供時における 「訪問介護」と「家政婦（夫）」併用のガイドライン

社団法人 全国民営職業紹介事業協会
社団法人 日本臨床看護家政協会
社団法人 日紹連看護家政福祉協会
社団法人 全日本民営職業紹介事業福祉協会

「訪問介護」と「家政婦（夫）」 を併用するためのチェックシート

ご利用者が「訪問介護」「家政婦（夫）」同一人で住み込みを希望していますか？

YES

対象者は要介護4か5、または認知症等で常時見守りが必要ですか？

NO

いわゆる「住み込み」により同一介護者が「訪問介護」と「家政婦（夫）」サービスが行われることの必要性が高いと考えられる者に限られています。具体的には①、②のいずれも満たす利用者に限られています。

①要介護度が4若しくは5の者又は認知症により徘徊、異食、不潔行為、火の不始末などが見られるなど、常時見守り等が必要である者であること

②独居又は独居に準ずる状態（「準ずる状態」とは、同居者が要介護者である場合等介護ができない状態を言う。）にある者であること

YES

独居または独居に準ずる状態ですか？

NO

YES

「訪問介護」「家政婦（夫）」サービスの違いを明確化し、その双方についてケアプラン上に明確に位置づけられていますか？

NO

居宅サービス計画（ケアプラン）、訪問介護計画の作成に当たっては、「訪問介護」としてのサービスと「家政婦（夫）」としてのサービスとの違いを明確化した上で、その双方について、ケアプラン上に明確に位置づけられていることとなります。

YES

YES

「訪問介護」の他に利用者の必要性に応じて他のサービスも提供されていますか？

NO

「訪問介護」のみが提供されるのではなく、利用者の必要性に応じて訪問看護等の介護保険給付対象サービスが提供されるよう、主治医等の意見等を踏まえたケアプランが作成されていること。となります。

YES

「身体介護」「生活援助」及び「家政婦（夫）」サービスを明確に区分した上で、それぞれどのくらい必要かを把握し訪問介護計画に反映させていますか？

NO

「身体介護」「生活援助」及び「家政婦（夫）」サービスを明確に区分した上で、「身体介護」及び「生活援助」についてそれぞれどのくらい必要かを把握し、訪問介護計画に反映させること。※なお、訪問介護計画及びケアプランを作成する際には、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号）に基づき作成されること。となります。

YES

介護者が所属する訪問介護事業者に併設していない居宅介護支援事業者がケアマネジメントをしていますか？

NO

「訪問介護」のサービス提供の透明性を確保するため、以下のとおりの体制がとられていなければなりません。

介護者が所属する訪問介護事業者に併設していない居宅介護支援事業者がケアマネジメント（モニタリング）を行うこと。ただし、併設している場合であっても、自治体においてはケアプラン上明確に区分することができるとして介護報酬の算定を行っている実態も既にあることから、利用者の利便性、主体的な判断に基づく事業者の選定といった観点も踏まえ、ケアマネージャー、主治医、自治体等による話し合い、第三者評価又は情報開示等により透明性が確保できる場合はこの限りではない。

NO

併設している場合で、ケアマネージャー、主治医、自治体等による話し合い、第三者評価又は情報開示等により透明性が確保されていますか？

YES

YES

YES

YES

「家政婦（夫）」の提供したサービスについても記録をしていますか？

NO

サービス提供者は「家政婦（夫）」としてのサービスを含めて提供したサービス内容をきちんと記録することとなっています。

YES

「訪問介護」を提供する事業所のサービス提供責任者が「家政婦（夫）」に対しても助言指導していますか？

NO

「訪問介護」のサービスの質を確保する観点から、以下の体制がとられていなければなりません。
訪問介護の提供に当たっては、チームアプローチによることが重要であることから、住み込みによりサービス提供を行う者に対しても、サービス提供責任者により、訪問介護計画に沿ったサービス提供がなされているかが把握されるとともに、助言、指導等必要な管理が行われていることとなります。

YES

「家政婦（夫）」に対しても定期的な研修受講の機会が与えられ、常に研鑽が行われていますか？

NO

住み込みによりサービス提供を行う者であっても、当然に介護技術の進歩等に対応した適切なサービス提供がなされるよう、定期的な研修受講の機会が与えられるなど、常に研鑽が行われていることとなります。

YES

「住み込み」においても、同一介護者が「訪問介護」と「家政婦（夫）」のサービスを提供できます。

※サービス提供に当たっては「介護保険法」「職業安定法」を遵守すること。

認定済・申請中

居宅サービス計画書（1）

作成年月日 平成17年10月01日

利用者名	T 殿	生年月日	大正14年 〇月 〇日	住所	S市S区S T町1-1
居宅サービス計画作成者氏名	Y				
居宅介護支援事業者・所在地	Y Tケアサービス居宅介護支援事業所				
居宅サービス計画作成（変更）日	平成17年10月01日	初回居宅サービス計画作成日	平成14年08月26日		
認定日	平成17年09月20日	認定の有効期間	平成17年10月01日～平成18年09月30日		

要介護状態区分	要支援・介護1・介護2・介護3・ 介護4 ・介護5				
利用者及び家族の生活に対する意向	本人：自分で歩けるようになりたいし、自力で食事を食べられるようになりたい。1日おきにデイサービスには行く。夜間のトイレ介助と、心臓疾患があるので一人暮らしが不安であるができるだけ在宅で過ごしたい。 家族：遠距離に住んでいるので、母親の生活全般が心配。「訪問介護」と家政婦さんを利用して一人暮らしの生活を支援して欲しい。薬の管理もして欲しい。なんとか現状を維持して欲しい。				
介護認定審査会の意見及びサービスの種類	特になし				
総合的な援助の方針	子供（長女）は遠方にいるので日常の介護ができない。デイサービスに週3回通い社会との接触をさせたい。「自分で歩けるようになりたい」や「自力で食事を食べられるようになりたい」という本人の思いを尊重したい。 また、一人暮らしの不安解消および心臓疾患による常時見守りの必要性があり、家政婦を雇用し生活全般にわたり見守りを行う。 長女の住所：東京都*区* 緊急の場合は家政婦を通して連絡をする。				
生活援助中心の算定理由	① 一人暮らし 2 家族等が障害、疾病等 3 その他（ ）				
居宅サービス計画書(1)の説明を受け同意しました。	同意年月日	平成17年10月01日	利用者確認欄	Tか長男の嫁 ㊞	

居宅サービス計画書（2）

利用者名 T 殿	作成年月日 平成17年10月01日
---	--

生活全般の解決すべき課題（ニーズ）	援助目標		援助内容		サービス種類	頻度	期間
	長期目標	短期目標	サービス内容	*1 サービスの種類			
① 日中一人暮らし	歩行が出来るようになりたい。	6か月 介添えして歩行を行う。	3か月	歩くときは、転倒しないように介添えする。杖を使用する。	○ Pケアサービス		3か月
② 一人で食事をしたい。	握力を付けるように訓練をする。	6か月	3か月	暇なときはボールを握らす。	○ Pケアサービス		3か月
③ 一人で買い物が出来ない。	出来るだけ、外出させる。	6か月	3か月	買い物には同行し、近所の人となじむようにする。	○ Pケアサービス		3か月
④ 社会との関わりを持ちたい	他人との交流をはかる。安全な入浴の機会を持つ。	6か月	3か月	参加者との交流を図り、一日楽しく過ごす。安全に入浴する。	○ Bデイサービス	週3回	3か月
⑤ 時に夜間。トイレ行くと失敗する。	失禁を防ぐため失禁パンツをはく。	6か月	3か月	時間を決めて、トイレ誘導をする。	○ P家政婦紹介所		3か月
⑥ 身の回りの世話	自分の出来ることは失敗してもさせる。	6か月	3か月	着替え、洗面、入浴の時は必ず見守る。	○ P家政婦紹介所		3か月
⑦ 一人で居ると寂しい	TV・ラジオをつけて話題を探す。	6か月	3か月	お茶を飲んだり、世間話、TVの話題を探し、寂しさを紛らわす	○ P家政婦紹介所		3か月
⑧ 心臓疾患があり不安がある	常時見守りを行う。	6か月	3か月	常時見守りを行い、緊急時に対応する。	○ P家政婦紹介所		3か月

*1 「保険給付対象か否かの区分」について、保険給付対象内サービスについては○印を付す。
*2 「当該サービス提供を行う事業所」について記入する。

居宅サービス計画書(2)の説明を受け同意しました。	同意年月日	平成17年10月01日	利用者者確認欄
			Tか長男の嫁

第3表

週間サービス計画書

訪問者宅 T 様 (平成17年10月01日 ~ 平成18年09月30日まで)

	日	月	火	水	木	金	土	主な日常生活上の活動
AM 7:00								<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミだし ・洗面 ・トイレ誘導 ・着衣見守り ・朝食 ・室内清掃 ・話し相手 (新聞閲覧話題探し) ・昼食準備と食事 ・洗濯 ・見守り ・整理整頓 ・床ずれ予防 ・トイレ誘導 ・散歩、買い物 ・洗濯物整理 ・夕食準備 ・トイレ誘導 ・食事 ・室内整理 ・話し相手 ・入浴 ・安否確認 ・トイレ誘導 ・服薬管理
30								
8:00								
30	身体1生活1	身体1生活1	身体1生活1	身体1生活1	身体1生活1	身体1生活1	身体1生活1	
9:00	身体1生活1	身体1生活1	身体1生活1	身体1生活1	身体1生活1	身体1生活1	身体1生活1	
30								
10:00								
30								
11:00								
30								
PM12:00								
30								
1:00								
30								
2:00								
30								
3:00								
30								
4:00								
30								
5:00	身体2生活2	身体2生活2	身体2生活2	身体2生活2	身体2生活2	身体2生活2	身体2生活2	
30								
6:00								
30								
7:00								
30								
8:00								
30								
9:00								
30								
10:00								
30								

週単位以外のサービスの

介護保険サービス以外は住み込みの家政婦(夫)で対応。

「訪問介護」「家政婦(夫)」併用時アセスメントシート

平成 年 月 日作成

	自分で出来る	出来ない場合は誰がしますか？					
		家族	ヘルパー	時間	家政婦	時間	その他(具体的に娘・嫁・夫等)
起床				M		M	
排泄				M		M	
洗面				M		M	
整容				M		M	
着替え				M		M	
朝食	準備			M		M	
	配膳			M		M	
	食事介助			M		M	
	下膳			M		M	
	片付け			M		M	
	服薬			M		M	
昼食	準備			M		M	
	配膳			M		M	
	食事介助			M		M	
	下膳			M		M	
	片付け			M		M	
	服薬			M		M	
夕食	準備			M		M	
	配膳			M		M	
	食事介助			M		M	
	下膳			M		M	
	片付け			M		M	
	服薬			M		M	
掃除				M		M	
洗濯				M		M	
買い物				M		M	
移乗等				M		M	
入浴				M		M	
就寝準備				M		M	
見守り等				M		M	
金銭管理				M		M	
()				M		M	
()				M		M	
()				M		M	
計				M		M	

※「自分で出来る」「家族」「ヘルパー」「家政婦」欄に該当する場合は「○」を。該当しない場合は「空欄」に。

※「ヘルパー」「家政婦」欄が「○」の場合は「時間」欄に概ねかかる時間数を記載すること。

※「時間」欄は「M(分)」単位で記載すること。

訪問介護計画書

作成者 P ケアサービス サービス提供責任者D

作成日 平成17年10月01日

利用者名	T	被保険者番号	0000111111	男・(女)	大正14年〇月〇日生
利用者住所	S市ST区ST町1-1			TEL	022-111-1111

居宅SB計画作成者	YT ケアサービス居宅介護支援事業所 ケアマネージャー Y				
居宅サービス計画作成(変更)日	17年10月01日	要介護状態区分	要支援・介護 1 2 3 ④ 5	要介護認定日	17年09月20日
				認定有効期間	18年09月30日
利用者及び家族の介護に対する希望	* 心臓疾患があり一人暮らしが不安であるができるだけ在宅で過ごしたい。* 出来る限り自宅で暮らしたい。* 自分で歩けるようになりたい。 * 自力で食事を食べられるようになりたい。* 排泄感が無くなっている * 在宅生活を維持するため、訪問介護の時間以外の時間帯に自費で家政婦を雇いたい。				
援助の方針	* 食事の準備と介助をする。* 服薬管理が出来ないので誤飲を防ぐ。* トイレ介助が必要で清潔を保てるようにトイレへの誘導をする。* 在宅生活全般が一人で出来ないため、一人暮らしの不安解消と心臓疾患による常時見守りの必要性のため社会資源としての家政婦を利用し、生活全般にわたり支援して行く。				

計画期間	平成17年10月01日 ~ 平成18年09月30日			
課題(ニーズ)	援助目標	サービスの種類	サービスの内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 清潔が保てない ・ 食事の準備が出来ない ・ 洗濯・掃除が出来ない ・ 起き上がり、寝がえりが出来ない ・ 特に夜間。トイレ行くと失敗する。 ・ 身の回りの世話 ・ 一人で居ると寂しい ・ 心臓疾患があり常時見守りの必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清潔確保 ・ 自力摂取の努力 ・ 簡単な作業はして貰う、 ・ じょくそう予防 ・ トイレに行くときは声を掛ける。 ・ 起き上がり、着衣は自分でさせる。 ・ 歌を唱ったり、昔の思い出を聞く ・ 常時見守り 	訪問介護(身体介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清潔確保、入浴 ・ トイレ誘導・介助 ・ 調理、買い物 ・ 掃除、洗濯 ・ 体位変換・移動・移乗・整容介助 ・ 時間を決めて、トイレ誘導をする。 ・ 着替え、洗面、入浴の時は必ず見守る。 ・ お茶を飲んだり、世間話、TVの話題を探し、寂しさを紛らわす ・ 常時見守り 	
		訪問介護(家事援助)		家政婦(夫)
		訪問介護(家事援助)		
		訪問介護(身体介護)		
		家政婦(夫)		
		〃		
		〃		
		〃		

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
08:30~9:30	身体1 生活1	身体1 生活1	身体1 生活2	身体1 生活1	身体1 生活1	身体1 生活1	身体1 生活1
09:30~16:00	家政婦 5H	9:30~17:00 家政婦 5H デイサー ビス	家政婦 5H	9:30~17:00 デイサー ビス	家政婦 5H	9:30~17:00 デイサー ビス	家政婦 5H
16:00~18:00	身体1 生活3		身体1 生活3		身体1 生活3		身体1 生活3
18:00~08:30	家政婦 2~4H	17:00~8:30 家政婦 (夜勤)	家政婦 2~4H	17:00~8:30 家政婦 (夜勤)	家政婦 2~4H	17:00~8:30 家政婦 (夜勤)	家政婦 2~4H

訪問開始日
17年10月01日

この計画に対する連絡先
介護保険：P ケアサービス
家政婦会：P 家政婦紹介所

備考：

訪問介護計画書の説明を受け同意しました。	同意年月日	平成17年10月01日	利用者確認欄	Tか長男の嫁 ㊟
----------------------	-------	-------------	--------	----------

紹介状兼労働条件明示書

NO. 000342

雇用主名 ○○県○○市○町○丁目 ○番地○ 山 ○ ○ 男 様
--

紹介所名
 《厚生労働大臣許可》
 株式会社 ○○人材サービス
 〒000-0000
 ○○県○○市○町○丁目○番地○
 TEL 000(000)0000 FAX 000(000)0000

ケア・ワーカー 氏名	花 ○ ○ 子
雇用期間	平成 17 年 9 月 1 日 ~ 平成 17 年 9 月 30 日まで
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事一般 <input type="checkbox"/> ベビーシッター <input type="checkbox"/> その他 ()
勤務場所	○○市○町○丁目○番地○ 内
勤務日 及び 勤務時間	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input checked="" type="checkbox"/> 土 <input checked="" type="checkbox"/> 日 ① 07:00 ~ 08:30 ② 09:30 ~ 16:00 ③ 18:00 ~ 22:00 ④ : ~ : ⑤ : ~ : ⑥ : ~ : 使用者の都合により追加または変更の場合あり。 ※勤務日及び勤務時間は諸事情により変更される場合があります
賃金	基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 月給 1,200 円 <input checked="" type="checkbox"/> 早朝夜間帯 1,500 円/時間 <input type="checkbox"/> 深夜帯 円/時間 ※早朝夜間帯、深夜帯についてはケア・ワーカー紹介約款をご覧ください <input type="checkbox"/> () 手当 円 <input type="checkbox"/> () 手当 円 <input type="checkbox"/> () 手当 円 <input type="checkbox"/> () 手当 円
賃金支払方法	支払日 <input type="checkbox"/> 毎日 <input checked="" type="checkbox"/> 10日毎 <input type="checkbox"/> 毎月 20 日 方法 <input checked="" type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 振り込み
上記以外の経費負担	<input checked="" type="checkbox"/> 交通費 実費/往復 800 円 <input type="checkbox"/> () 円
手数料	<input checked="" type="checkbox"/> 届出制手数料 (消費税含む) 事務費用 1,000 円 + 紹介手数料 (支払賃金の) 13.00 % <input type="checkbox"/> 上限制手数料 (消費税含む) 受付手数料 円 + 紹介手数料 (支払賃金の) %
社会保険の加入	厚生年金 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 健康保険 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 雇用保険 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 労災保険 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 労災保険特別加入 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考 (その他労働条件等)	<input checked="" type="checkbox"/> ケア・ワーカー業務日誌の作成 <input type="checkbox"/> その他 介護保険と併用による勤務。

ケア・ワーカー雇用契約書

NO. 000342

- 1 ケア・ワーカー及び使用者は、この契約及び別に定められている『ケア・ワーカー紹介約款』を守り、誠実に義務を履行するものとします。
- 2 使用者は、当紹介所の紹介により、次に定める条件によりケア・ワーカーを雇用するものとします。

ケア・ワーカー氏名	花 ○ ○ 子
雇用期間	平成 17 年 9 月 1 日 ~ 平成 17 年 9 月 30 日まで
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 家事一般 <input type="checkbox"/> ベビーシッター <input type="checkbox"/> その他 ()
勤務場所	○○市○町○丁目○番地○ にて
勤務日 及び 勤務時間	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input checked="" type="checkbox"/> 土 <input checked="" type="checkbox"/> 日 ① 07:00 ~ 08:30 ② 09:30 ~ 16:00 ③ 18:00 ~ 22:00 ④ _____ ~ _____ ⑤ _____ ~ _____ ⑥ _____ ~ _____ 使用者の都合により追加または変更の場合があります。 ----- ※勤務日及び勤務時間は諸事情により変更される場合があります
賃金	基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 月給 1,200 円 <input checked="" type="checkbox"/> 早朝夜間帯 1,500 円/時間 <input type="checkbox"/> 深夜帯 円/時間 ※早朝夜間帯、深夜帯についてはケア・ワーカー紹介約款をご覧ください <input type="checkbox"/> (_____) 手当 _____ 円 <input type="checkbox"/> (_____) 手当 _____ 円 <input type="checkbox"/> (_____) 手当 _____ 円 <input type="checkbox"/> (_____) 手当 _____ 円
賃金支払方法	支払日 <input type="checkbox"/> 毎日 <input checked="" type="checkbox"/> 10日毎 <input type="checkbox"/> 毎月 _____ 日 方法 <input checked="" type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 振り込み
上記以外の経費負担	<input checked="" type="checkbox"/> 交通費 実費/往復 800 円 <input type="checkbox"/> (_____) _____ 円
手数料	<input checked="" type="checkbox"/> 届出制手数料 (消費税含む) 事務費用 1,000 円 + 紹介手数料 (支払賃金の) 13.00 % <input type="checkbox"/> 上限制手数料 (消費税含む) 受付手数料 _____ 円 + 紹介手数料 (支払賃金の) _____ %
社会保険の加入	厚生年金 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 健康保険 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 雇用保険 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 労災保険 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 労災保険特別加入 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考 (その他労働条件等)	<input checked="" type="checkbox"/> ケア・ワーカー業務日誌の作成 <input type="checkbox"/> その他 _____ 介護保険と併用による勤務。

- 3 この雇用契約書とケア・ワーカー紹介約款の内容が相違している場合には、ケア・ワーカー紹介約款が優先するものとします。

平成 17 年 8 月 31 日

雇用主名	雇用条件の責任者が別にある場合
住所 ○○県○○市○町○丁目○番地○ ☎ (00) (0000) 0000 氏名 山 ○ ○ 男 ㊞	住所 ○○県○○市○町○丁目○番地○ ☎ (00) (0000) 0000 氏名 山 ○ 二男 ㊞
ケア・ワーカー名	花 ○ ○ 子 ㊞
紹介所名	《厚生労働大臣許可》 株式会社 ○○人材サービス ○○県○○市○町○丁目○番地○ 〒000-0000 TEL 000 (000) 0000 FAX 000 (000) 0000

ケア・ワーカー紹介約款

1 目的

このケア・ワーカー紹介約款（以下「約款」という）は、民営職業紹介所（以下「紹介所」という）の紹介により働く看護師・家政婦（夫）（以下「ケア・ワーカー」という）の就業改善を図るため、紹介所の紹介によりケア・ワーカーを使用する者（以下「使用者」という）、ケア・ワーカー及び紹介所が守るべき事項を定めたものです。

なお、施設による直接雇用の場合は適用しません。

2 約款順守の義務

使用者、ケア・ワーカー及び紹介所は、この約款を守り、誠実に義務を履行するものとします。

紹介所は約款に従って求人受付及び紹介を行うものとします。

3 労働条件の明示

使用者は、ケア・ワーカーを雇用する際には、書面により労働条件を明示して雇用契約を締結するよう努めるものとします。紹介所から交付される紹介状に記載された内容と異なる労働条件により雇用する場合は、事前に紹介所に連絡するものとします。

4 使用者等の明示

使用者は、使用者すなわち雇用主が誰であるかとともに、雇用条件の決定等に責任をもつ者が別にある場合にはこれを明示するものとします。

5 就労場所

使用者は、就労場所を定め、就労場所となる個人の自宅、病院・施設等の名称、所在地等を明示するものとします。

6 業務の範囲

使用者は、介護、家事一般・ベビーシッター等業務の範囲を明示し、これ以外の業務を行う場合にはケア・ワーカー及び紹介所に対して事前に相談するものとします。

7 雇用期間

(1) 使用者は雇用期間を明示するものとします。ただし、期間の定めのない場合は除くものとします。

(2) 使用者は、雇用期間満了時において、雇用の継続を希望するときはケア・ワーカー及び紹介所に対して相談するものとします。

(3) 使用者は、雇用期間満了前又は期間の定めのない場合に、病状の変化等契約目的の消滅以外の理由によってケア・ワーカーを解雇する場合は、解雇する旨及びその理由を事前にケア・ワーカー及び紹介所に対して連絡するものとします。

(4) 雇用期間の満了もしくは、上記(3)または13の(2)により雇用関係が終了した場合において、引き続き使用者がケア・ワーカーの紹介を求める場合は、紹介所はできるかぎり早急に紹介するよう努めるものとします。

8 勤務時間等

使用者は勤務の始業、終業の時刻及び勤務日を明示するものとします。勤務時間は超過勤務時間を除いて、1日8時間以下となるようにし、勤務の途中で朝、昼、夕食時各1時間程度、また午前、午後それぞれ30分程度の休憩時間を設けるものとします。

9 賃金等

(1) 使用者は賃金の時給、日給、月給の別、また早朝夜間帯および深夜帯、感染症手当、精神障害者介護手当、複数介護者手当等の賃金を明示するものとし、交通費等の諸経費を負担するものとします。

(2) 勤務時間帯において、下記のとおり賃金及び割増賃金を支払うものとします。

	時間帯	割増率		
昼間時間帯	8:00 ~ 18:00	-----		
早朝夜間帯	6:00 ~ 8:00 及び 18:00 ~ 22:00	昼間時間帯の25%増以内		
深夜帯	22:00 ~ 翌6:00	昼間時間帯の50%増以内		
6:00	8:00	18:00	22:00	翌6:00
早朝夜間帯	昼間時間帯	早朝夜間帯	深夜帯	

10 賃金の支払い方法

使用者は、賃金を毎日又は10日ごと又は少なくとも月1回決められた日に、ケア・ワーカーに対して現金で直接支払うか又は当該ケア・ワーカーの預貯金口座に振り込んで支払うこととし、いずれによるか明示するものとします。

雇用関係が終了した場合には、速やかにケア・ワーカーに賃金を支払うものとします。

11 手数料

紹介所は使用者から、①または②のいずれかの手数料を受け取るものとし、使用者は当該額を紹介所に支払うものとします。

① 上制限手数料採用の場合

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

(1) 受付手数料

求人又は求職（取扱職業のうち職業安定法施行規則附則第1条第4項に規定される家政婦・家政夫の場合のみ）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付 1件につき 670円（消費税相当分を含む）を求人者から

求職の受付 1件につき 670円（消費税相当分を含む）を求職者から

ただし、同一の求職者にかかる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

(2) 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の①又は②のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、6箇月を超えた雇用については申し受けません。

① 支払われた賃金の10.5%（消費税相当分を含む）に相当する額（②に該当する場合は②に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）

② 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のいずれか大きい額

① 当該6箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額の10.5%（消費税相当分を含む）に相当する額

② 当該6箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の14.2%（消費税相当分を含む）に相当する額

② 届出制手数料採用の場合

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付けるときの事務費用	1,000 円
求人・求職の申込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 13.00 %
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 13.00 %
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 10,000 円 活動1日当たり 25,000 円 成功報酬職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 15.00 %
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 15.00 %

12 労災保険特別加入について

(1) 民営職業紹介所から紹介を受けたケア・ワーカーに個人家庭において、高齢者、障害者、病気の方に係る介護（入浴、排泄、食事の介助など）や生活援助（掃除、洗濯、調理、買い物、布団干しなど）を依頼される場合、ケア・ワーカーは国の行う労災保険に加入されます。

(2) 使用者は労災保険特別加入の保険料、賃金の1000分の7.5を負担するものとします。

13 ケア・ワーカーの責務

(1) ケア・ワーカーは、就労を希望するとき（面接も含む）、事前に紹介所から就労場所、仕事の内容、労働条件等を確認するとともに、紹介状の交付を受けてから求人者を訪問することとします。

(2) ケア・ワーカーは、雇用期間満了前に、病状の変化等契約目的の消滅以外の理由によって退職する場合は、退職する旨及びその理由を事前に、使用者及び紹介所に対して連絡するものとします。

(3) ケア・ワーカーは、誠実に勤務するとともに、勤務内容にふさわしい服装や身だしなみに気を配り、勤務先での良好な人間関係の維持に努めるものとします。

(4) ケア・ワーカーは、業務上知り得た使用者の個人的な情報を他人に洩らしたり、プライバシーを侵害したりしないものとします。

(5) ケア・ワーカーは、常に自己の健康管理に努めるとともに、行政や紹介所、紹介所の団体等の行う講習会に参加するなど能力の向上に努めるものとします。

14 労働条件の変更手続き

使用者及びケア・ワーカーは労働条件を変更したいとき、約款に定めていない事項、疑義のある事項については、互いに協議するものとします。この際には事前に紹介所に連絡するものとします。

15 附則

この約款は、平成16年4月1日より施行するものとします。

《厚生労働大臣許可》 株式会社 ○○人材サービス
 ○○県○○市○町○丁目○番地○ 〒000-0000 TEL000(000)0000 FAX000(000)0000

ケア・ワーカー業務日誌

■雇用主名 山 ○ ○ 男 様 ■ケアワーカー名 花 ○ ○ 子

実施日	平成 17 年 9 月 1 日 (木) 07 時 00 分 ~ 08 時 30 分 (1 時間 30 分)		
実施 内容	要介護者に対して行うサービス	連絡事項	確認印
	<input checked="" type="checkbox"/> 移動介助 <input checked="" type="checkbox"/> 排泄介助 <input checked="" type="checkbox"/> おむつ交換 <input type="checkbox"/> 食事介助 <input type="checkbox"/> 保清 (清拭・入浴看守り) <input type="checkbox"/> 寝衣交換 <input checked="" type="checkbox"/> 体位交換 <input type="checkbox"/> シーツ交換 <input type="checkbox"/> 整容等 <input checked="" type="checkbox"/> 調理 <input checked="" type="checkbox"/> 掃除 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 買い物 <input checked="" type="checkbox"/> 話し相手 <input type="checkbox"/> その他 ()	今朝は目覚めもよく、体調が比較的良好的な状況です。	雇用主
	ご家族に対して行うサービス		⑩
	<input checked="" type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 掃除 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> 留守番 <input type="checkbox"/> 来客の応接 <input type="checkbox"/> 車の洗車 <input type="checkbox"/> 草むしり花木の水やり等 <input type="checkbox"/> ペットの世話 <input type="checkbox"/> その他 ()	ケアワーカー	⑩

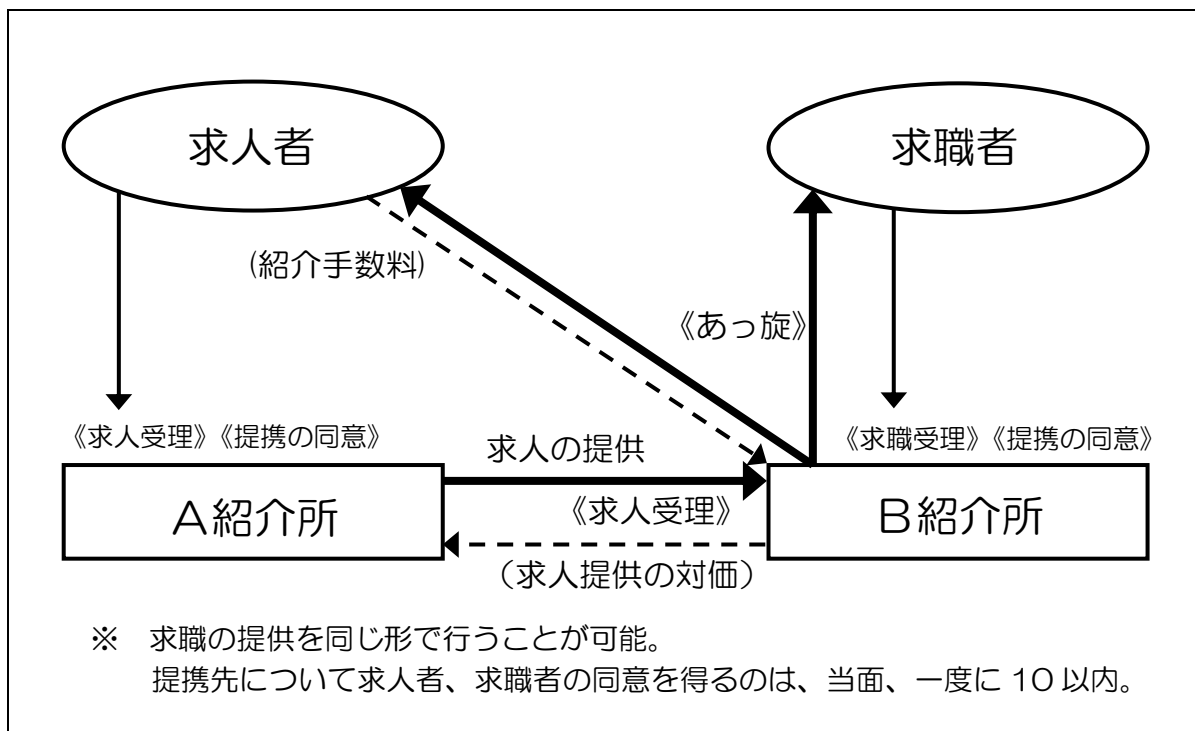
実施日	平成 17 年 9 月 1 日 (木) 09 時 30 分 ~ 16 時 00 分 (5 時間 30 分)		
実施 内容	要介護者に対して行うサービス	連絡事項	確認印
	<input checked="" type="checkbox"/> 移動介助 <input checked="" type="checkbox"/> 排泄介助 <input type="checkbox"/> おむつ交換 <input checked="" type="checkbox"/> 食事介助 <input checked="" type="checkbox"/> 保清 (清拭・入浴看守り) <input type="checkbox"/> 寝衣交換 <input checked="" type="checkbox"/> 体位交換 <input checked="" type="checkbox"/> シーツ交換 <input checked="" type="checkbox"/> 整容等 <input checked="" type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 掃除 <input checked="" type="checkbox"/> 洗濯 <input checked="" type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> 話し相手 <input type="checkbox"/> その他 ()	午後2時頃往診があり褥瘡処置等。ドクターのお話だと血圧脈拍も安定しており、今のところ特に心配はないとのこと。新聞の集金があり、預かり金より支払い。	雇用主
	ご家族に対して行うサービス		⑩
	<input type="checkbox"/> 調理 <input checked="" type="checkbox"/> 掃除 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input checked="" type="checkbox"/> 買い物 <input checked="" type="checkbox"/> 留守番 <input type="checkbox"/> 来客の応接 <input type="checkbox"/> 車の洗車 <input type="checkbox"/> 草むしり花木の水やり等 <input type="checkbox"/> ペットの世話 <input type="checkbox"/> その他 ()	ケアワーカー	⑩

実施日	平成 17 年 9 月 1 日 (木) 18 時 00 分 ~ 22 時 00 分 (3 時間 30 分)		
実施 内容	要介護者に対して行うサービス	連絡事項	確認印
	<input checked="" type="checkbox"/> 移動介助 <input checked="" type="checkbox"/> 排泄介助 <input checked="" type="checkbox"/> おむつ交換 <input checked="" type="checkbox"/> 食事介助 <input type="checkbox"/> 保清 (清拭・入浴看守り) <input checked="" type="checkbox"/> 寝衣交換 <input checked="" type="checkbox"/> 体位交換 <input type="checkbox"/> シーツ交換 <input type="checkbox"/> 整容等 <input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 掃除 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 買い物 <input checked="" type="checkbox"/> 話し相手 <input type="checkbox"/> その他 ()		雇用主
	ご家族に対して行うサービス		⑩
	<input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 掃除 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> 留守番 <input type="checkbox"/> 来客の応接 <input type="checkbox"/> 車の洗車 <input type="checkbox"/> 草むしり花木の水やり等 <input type="checkbox"/> ペットの世話 <input type="checkbox"/> その他 ()	ケアワーカー	⑩

実施日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (__) ____ 時 ____ 分 ~ ____ 時 ____ 分 (____ 時間 ____ 分)		
実施 内容	要介護者に対して行うサービス	連絡事項	確認印
	<input type="checkbox"/> 移動介助 <input type="checkbox"/> 排泄介助 <input type="checkbox"/> おむつ交換 <input type="checkbox"/> 食事介助 <input type="checkbox"/> 保清 (清拭・入浴看守り) <input type="checkbox"/> 寝衣交換 <input type="checkbox"/> 体位交換 <input type="checkbox"/> シーツ交換 <input type="checkbox"/> 整容等 <input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 掃除 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> 話し相手 <input type="checkbox"/> その他 ()		雇用主
	ご家族に対して行うサービス		⑩
	<input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 掃除 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> 留守番 <input type="checkbox"/> 来客の応接 <input type="checkbox"/> 車の洗車 <input type="checkbox"/> 草むしり花木の水やり等 <input type="checkbox"/> ペットの世話 <input type="checkbox"/> その他 ()	ケアワーカー	⑩

職業紹介事業者間の業務提携

- (1) 労働条件の明示義務は、原則として、求職の申込みを直接受理した職業紹介事業者が行うこと。
- (2) 求人求職管理簿の備付、職業紹介事業報告および職業紹介の実績等に係る人材サービス総合サイトを利用した情報提供等の義務は、業務提携を行う事業者間で取り決めること。
- (3) 複数の職業紹介事業者を提携先とする場合、一度に意思を確認する提携先は10以内とすること。
- (4) 求職者、求人者の同意を求める際に提示する提携先に関する情報に、次の事項を追加すること。
 - ① 返戻金制度に関する事項
 - ② 「紹介により就職した者の数及び就職者のうち無期雇用の就職者の数」、「無期雇用の就職者のうち就職後6箇月以内に離職した者の数」等
 - ③ 必要に応じて職業紹介事業の実施地域、就職件数の多い職種、年齢、賃金及び雇用形態等



(書式例)

職業紹介事業に係る業務提携契約書

〇〇紹介事業所（以下、甲という。）と△△紹介事業所（以下、乙という。）は、職業紹介事業に係る業務提携に関して、以下のとおり取り決める。

(提携する業務の内容)

第 1 条 甲は、甲に登録している求人・求職情報を乙に提供し、乙は、甲から情報提供を受けた求人者もしくは求職者と乙が受理している求人者もしくは求職者との間で職業紹介を行うこと。

(求人者及び求職者の同意)

第 2 条 甲及び乙は、前条の業務提携による職業紹介を行う場合は、それぞれの業務提携の対象となる求人者及び求職者から、あらかじめ、業務提携の対象となることについての同意を得ることとする。

(紹介担当事業所への求人・求職情報の提供)

第 3 条 甲及び乙は、それぞれの業務提携の対象となる求人者及び求職者から前条の同意が得られたときは、その同意に係る自己の事業所に登録している求人者もしくは求職者について、甲は乙へ、乙は甲へ情報の提供をすることとする。

(労働条件の明示)

第 4 条 求職登録を受けた甲又は乙が職業紹介を行う場合は、当該職業紹介に係る求人者からの労働条件を当該求職者に明示する。労働条件の明示は、文書又は電子メールにより行う。ただし、電子メールによる明示は求職者が希望する場合に限る。

(職業紹介の実施)

第 5 条 甲又は乙は、前条により労働条件を明示した求職者が当該労働条件に係る求人者に応募することを希望したときは、当該求職者を当該求人者に対して紹介する。

(手数料の徴収基準)

第 6 条 本契約に基づき、職業紹介を行い、紹介が成立したときに徴収する紹介手数料は、紹介を行った事業所（甲が紹介を行った場合は甲、乙が紹介を行った場合は乙、以下同じ。）の基準によることとする。

(情報提供料)

第 7 条 紹介を行った事業所甲又は乙が、求人者から紹介手数料を受領したときは、その紹介手数料額の % に相当する金額を求職情報を提供した事業所（甲が提供した場合は甲、乙が提供した場合は乙、以下同じ）に情報提供料として支払うこととする。

2. 前項の情報提供料は、紹介を行った事業所が求人者より紹介手数料を受理した日から一ヶ月以内に、別途定める方法により、求職情報を提供した事業所に支払うこととする。
3. 紹介手数料に関して、当該求職者が自己の都合により短期退職することとなり、求人者への返還の必要が生じたときは、その負担金額は、甲・乙それぞれが受領した金額に応じて、比例配分する。

(秘密の厳守)

第8条 甲及び乙は、本契約の遂行により取得する個人情報については、本契約の履行のためにのみ使用し、また第三者に漏洩しないよう管理を行うとともに、相互守秘義務を負う。

(契約の解除)

第9条 乙が次のいずれかに該当するときは甲が、甲が次のいずれかに該当するときは乙が、それぞれ本契約の解除をすることができる。

- (1) 本契約に定める事項に違反したとき
- (2) 本契約に定める事項を遂行することが困難になったとき

(契約に定めのない事項)

第10条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は不測の事態が生じた場合は、その都度協議の上決定する。

(有効期間)

第11条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。なお、有効期間満了 ヶ月前までに甲、乙異議申出のないときは、さらに同一条件で、同一期間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この契約締結の証として本書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 ○○紹介事業所
代表取締役

乙 △△紹介事業所
代表取締役

乙が求職者情報を提供する場合の例

覚 書

甲及び乙は、 年 月 日締結の業務提携契約（以下、本契約という。）に基づき、次の通り業務提携を実施する。

1. 乙は甲に対して、乙に求職登録をしていた求職者情報を本人の同意を得た後に提供する。
2. 甲は、甲に求人申込みをしていた求人者に対して、その同意を得たのちに当該求職者を紹介する。
3. 業務提携の対象となる求人者、担当業務及び期間は次のとおりとする。

求人者名

住 所

担当業務

期 間 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

4. 業務提携の対象となる求職者

求職者名

5. 情報提供料

甲は、本契約に定める情報提供料を、期日までに乙の下記口座に送金するものとする。

振込先 . . . 銀行 . . . 支店
口座番号
氏 名

年 月 日

甲 ○○紹介事業所
代表取締役
乙 △△紹介事業所
代表取締役

